

別 莊 等 所 有 稅

別荘等所有税のあらまし

1 趣旨

マンション、分譲地内の別荘等の非定住住民に対する公共施設等の整備及び運営に要する費用に充てることを目的とする。

2 納税義務者

次に掲げる家屋又はその部分を所有する者とする。

- (1) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が主として保養の目的で所有するもの。
- (2) 他の者に対して主としてその者の保養の用に供するため貸し付ける目的で所有するもの。
- (3) 寮、宿泊所、保養所その他これらに類する施設（旅館業法に定める旅館業の用に供するもの等を除く。）の用に供するもの。

3 課税標準

別荘等の延べ床面積（区分所有の家屋の共有部分については、あん分した床面積を含む。）

4 税率

床面積1平方メートルにつき650円

（昭和51年度～平成12年度 床面積1方メートルにつき500円）

5 賦課期日

当該年度の1月1日

6 納期限

年間4回 第1期 6月末日、第2期 8月末日、第3期 10月末日、第4期 1月末日

7(1) 自治大臣許可の経緯

第1回目 昭和51年 2月20日 自治許第39号（昭和51年度から5年間）

第2回目 昭和55年12月26日 自治許第848号（昭和56年度から5年間）

第3回目 昭和60年12月26日 自治許第767号（昭和61年度から5年間）

第4回目 平成3年 2月12日 自治許第18号（平成3年度から5年間）

第5回目 平成8年 2月28日 自治許第28号（平成8年度から5年間）

7(2) 総務大臣同意の経緯

第6回目 平成13年 3月30日 総税企第50号（平成13年度から5年間）

第7回目 平成18年 3月23日 総税企第66号（平成18年度から5年間）

第8回目 平成23年 3月4日 総税企第20号（平成23年度から5年間）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--